

地域密着型金融推進計画の進捗状況(要約)

1. 17年4月～平成19年3月までの全体的な進捗状況

当金庫が策定した『地域密着型金融推進計画』は、実施スケジュールに基づいて取組んだ結果、当初の予定通り完了することができました。

『事業再生・中小企業金融の円滑化』におきましては、当初の計画になかった事例へも積極的に取り組みました。

まず、中小企業の創業・新事業支援機能の充実に向けて、17年9月、国民生活金融公庫との間で「新規開業支援分野における業務連携」を締結しました。また、中小企業への様々な資金調達手段の提供として、既存の南九州税理士会宮崎県連との提携による「ビジネスサポートプラン」に加え、18年3月には、宮崎県商工会連合会との間で「商工会提携ローン」を、また、同年8月には、宮崎県商工会議所連合会との間で「メンバーズビジネスローン」の提携を行いました。

数値目標を立てて推進した経営改善支援業務におきましては、年間のランクアップ目標値を10先以上と設定し取組んだ結果、17年度は15先、18年度は8先ランクアップできました。18年度においては目標を下回りましたが、2年間の通期では20件以上のランクアップができました。また、ビジネスサポートプランにつきましては、年間50件の目標に対し、17年度は46件、18年度も44件と目標を下回りましたが、少なからず中小企業金融の円滑化に貢献できたと考えております。

『経営力の強化』におきましては、バーゼル（新しい自己資本比率規制）への対応を含め、当金庫のリスク管理態勢の充実のために、17年9月、ボンドMIS WEB21の「総合リスク管理サービス」を導入したのに加え、19年1月にはNBAも導入し、金利リスク量の測定を開始するなど準備を進めております。また、「内部格付」につきましては、18年度下期に一定規模以上の法人の導入を終えましたが、今後はこれを拡大していく方針であります。顧客情報の適切な管理に向けては、11の規程、3つの手順書、4つの要領を新たに作成し、更に、5つの既存規程の改訂を行うなどのインフラの整備を行ったほか、この2月には懸案であった個人情報の資産台帳の作成も終えました。

『地域の利用者の利便性向上』におきましては、18年3月と本年2月、CS(顧客満足度)アンケート調査を実施しました。この調査は今後も継続し、お客さまからの声を経営に活かし、結果については、今後もできる限り公表して参ります。偽造キャッシュカード等金融犯罪防止や預金者保護のためのシステムの整備も順調に進めております。また、当金庫業務の効率化の側面、加えてお客さまの利便性向上に資するため、統合ネットワークの構築、ComSV(オンライン中継機器)更改、音声システムの導入、後方事務支援サーバーの導入等を行いました。

これらの状況につきましては、以下の当金庫の個別項目においてお知らせします。

項 目	具体的な取組み	具体策とスケジュール			進捗状況	
		17年度上期	17年度下期	18年度	17年4月～19年3月	18年10月～19年3月
1.事業再生・中小企業金融の円滑化						
(1)創業・新事業支援機能等の強化						
融資審査態勢の強化に向けた融資審査能力の向上	融資審査能力の強化に向けては、従来通り業界主催の研修を主体に職員を派遣し、履修後は、融資担当者会議等における伝達講習等によって担当者のレベルアップを図る。	17年度上期、南信協主催の次の3講座に職員を派遣した。今後は、融資担当者会議等において伝達講習を行い、融資担当者のレベルアップを図って行く。 企業の見方と融資推進のポイント講座(7/6～8) 中堅職員の目利き力養成講座(7/20～22) 融資審査・企業診断能力養成講座(8/17～19)	融資審査能力向上に向けた研修に、引続き積極的に参加する。	・左記講座を含む南信協主催の15講座に延べ31名の職員を派遣し、融資審査能力の強化に努めた。	・融資審査能力の強化(人材の強化育成)の一環として、南信協主催の2つの専門講座へ職員を派遣。また、別途、金庫内でも専門研修を実施した。	

項目	具体的な取組み	具体策とスケジュール			進捗状況	
		17年度上期	17年度下期	18年度	17年4月～19年3月	
					18年10月～19年3月	
起業・事業展開に資する情報提供に向けた取り組み	中小企業支援センター、日本政策投資銀行等の活用により、地域に密着した活動を通して、将来性ある創業・新事業案件先を発掘し、支援育成していく。	中小企業支援センター、日本政策投資銀行の事業内容を営業店へ再度周知徹底し、個別案件毎に融資部において積極的な対応を検討する。	左記取り組みを継続実施する。	・「PFI」等の概要について、17年6月と12月、融資担当者会議の中で信金中金担当者を講師に勉強会を実施した。 ・中小企業支援センターの活用、日本政策投資銀行業務について、支店長会議・融資担当者会議等を通して周知しているが、目下のところ、相談・活用事例はない。	・中小企業支援センター、日本政策投資銀行等の相談・活用事例はなかった。	
創業・新事業支援機能等へ向けた金融支援	創業・新事業支援機能等の強化策としては、県信用保証協会の保証制度のほか、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫等の創業資金も活用していく。	主に県信用保証協会の保証制度を利用し、状況に応じて国民生活金融公庫、中小企業金融公庫等の創業資金も活用していく。	左記取り組みを継続実施する。	・17年9月、国民生活金融公庫との間で「新規開業支援分野における業務連携」を締結。18年8月、職員への意識付のため、再度公庫担当者による勉強会を実施した。 ・17年10月、中小企業庁発行の小冊子「夢を実現する創業」を営業店に配布した。 ・新規事業資金は、県信用保証協会制度融資を中心に17年度17件146百万円、18年度15件444百万円を実行した。	・18年12月の融資担当者会議において、県信用保証協会の担当者を招き、「創業・新事業支援制度」についての勉強会を実施した。 ・新規事業資金は、県信用保証協会制度融資を中心に、下期は6件18百万円を実行した。	
(2)取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化						
取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化	中小企業の経営者・後継者に対するコンサルティング機能、情報提供機能の強化等を目的に設立した「みよしん経営塾」が定着するよう努力する。	17年度上期においては、経営塾を2回開催した。 4月19日 テーマ(これがわかれば、会社が伸びる) 7月19日 テーマ(組織活性化のカン・コツ・ツボ)	下期は、10月、1月に開催予定。	年間スケジュールの中で開催していく。	・17年4月以降、経営塾を四半期毎に8回開催した。	・下期スケジュールに基づき、2回開催した。 18年10月19日 「考えていますか、自社の賃金体系」 19年1月19日 「幹部の役割と能力開発」

項目	具体的な取組み	具体策とスケジュール			進捗状況	
		17年度上期	17年度下期	18年度	17年4月～19年3月	
					18年10月～19年3月	
要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化	要注意先債権等の健全債権化に向けた経営改善支援業務について目標値を設定し、本部・営業店一体となって取り組んでいく。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の「延滞解消実施日」、四半期毎の役員ヒアリングを継続して実施する。 ・経営改善支援業務は、17年度、抽出先数50先程度、うち10先以上のランクアップを目標とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記取組みを継続実施する。 ・18年度の経営改善支援業務の目標値を決定する。 	左記取組みを継続実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月2回、「延滞解消日」を制度的に実施した。 ・役員ヒアリングは、四半期毎に実施した。 ・経営改善支援業務においては年間10先以上のランクアップを目指した。実績としては、17年度15先、18年度8先であった。 ・健全債権化への取組みの一環としての外部研修への派遣は、17年度1回のみであったため、18年度はその強化に向け、南信協主催講座へ4回派遣し、その内2講座について、融資担当者会議において伝達講習を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下期も、毎月2回の「延滞解消日」を制度的に実施した。その結果、延滞先数が上期比49先、3ヵ月以上延滞も19先減少した。 ・四半期毎の役員ヒアリングは、11月21～28日、2月14～15日に実施した。 ・経営改善支援業務では、下期4先ランクアップした。 ・「中小企業再生・支援講座」の伝達講習を実施した。
健全債権化等の強化に関する実績の公表等	経営改善支援業務の実績は、ホームページ、法定ディスクロージャー誌にて、取組み先数、ランクアップ数について公表する。また、体制整備の状況等公表の見直しを行う。	平成16年度の状況を、法定ディスクロージャー誌およびホームページで公表した。		平成17年度の状況を、法定ディスクロージャー誌およびホームページで公表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・16年度、17年度の経営改善支援業務の状況を、ともに法定ディスクロージャー誌、ホームページにて公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・17年度の状況を、7月末に法定ディスクロージャー誌およびホームページにて公表した。
(3) 事業再生に向けた積極的取組み						
事業再生に向けた積極的取組み	経営改善支援業務を進めていく上で中小企業再生支援協議会との連携は不可欠であり、今後とも積極的に活用していく。	17年度抽出先について検討を行い、活用できると判断した場合、積極的に取り組んでいく。		18年度も左記取組みを継続実施する。	中小企業再生支援協議会を活用した事例はなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業再生支援協議会を活用した事例はなかった。
再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進	企業の再生支援の成功事例があった場合、ホームページ、ディスクロージャー誌等にて公表する。逆に、他行(庫)の開示例は、今後の再生ノウハウとして活用していく。	左記に同じ。		左記取組みを継続実施する。	特に、開示できるような成功事例はなかった。	左記に同じ

項目	具体的な取組み	具体策とスケジュール			進捗状況	
		17年度上期	17年度下期	18年度	17年4月～19年3月	18年10月～19年3月
(4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等						
担保・保証に過度に依存しない融資の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・融資審査は、キャッシュフロー、将来性のほか、経営者の資質等定性面重視の融資審査態勢とする。 ・信金中金の「中小企業信用リスクデータベース」(以下、SDBという。)については、この重点強化期間を通して活用の検討を行う。 ・ローンレビュー(5000万円以上、半期毎の報告)は、報告内容の変更も検討する。 ・「民法の一部を改正する法律」への対応は、与信取引の説明態勢とともに、営業店担当者への指導を徹底していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資審査態勢は左記に同じ。 ・17年3月末基準の「大口貸出管理状況報告」の提出を受け、レビューを行った。 ・8月4日、SDBの活用方法についての説明会に、融資部長、融資課長が参加した。 ・与信取引に対する説明態勢とともに、信用金庫取引約定書、保証約定書の利用の方法等臨店指導を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資審査態勢は左記に同じ。 ・17年9月末基準の「大口貸出管理状況報告」の提出を受け、レビューを行うとともに、報告書の内容の見直しを行う。 ・SDBの活用方法の具体的な検討に着手する。 ・与信取引に対する説明態勢とともに、信用金庫取引約定書、保証約定書の利用状況等臨店指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資審査態勢は上記に同じ。 ・「大口貸出管理状況報告」によるレビューを行う。 ・SDBの活用方法について検討を行い、利用可能なものから都度導入していく。 ・与信取引に対する説明態勢とともに、信用金庫取引約定書、保証約定書の利用状況等について年2回の臨店指導を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資審査は、キャッシュフロー、将来性等定性面重視の態勢に努めた。 ・ローンレビューは、半期毎に5,000万円以上の貸出先について行った。また、17年12月、報告様式を改訂した。 ・17年度、18年度ともにSDBの活用方法についての説明会に、融資部長・課長が参加した。18年6月には、活用項目を検討し、融資審査業務、経営改善支援業務へ活用できる項目を選定した。新規先の案件に対しては、18年下期よりSDBのスコアリングモデルを、また、12月からは格付の利用を営業店に指示した。 ・「民法の一部を改正する法律」への対応は、監査部と連携し、融資部が臨店指導を中心に行っている。 ・与信取引に対する説明態勢確立のため、18年8月、コンプライアンス勉強会において説明マニュアルの勉強会を実施した。 ・担保・保証に過度に依存しない融資推進への取組みの一環として、南信協主催研修へ17年度は3講座、18年度は4講座に職員を派遣した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資審査は、キャッシュフロー、将来性等を重視の態勢を継続して実施している。 ・ローンレビューは、18年9月末基準の「大口貸出管理状況報告」に基づいて、11月20日開催の常勤理事会において検討し、営業店に金庫方針を通知した。 ・新規先の案件に対して、SDBのスコアリングモデルを融資審査時に活用している。 ・与信取引に対する説明態勢については、融資担当者会議や監査部の内部監査時、および営業店への臨店等で指導している。
中小企業の資金調達手法の多様化等	<p>担保・保証に過度に依存しない融資、また財務諸表の精度が相対的に高い中小企業への融資として、南九州税理士会宮崎県連と提携した「ビジネスサポートプラン」に数値目標を設定し、推進を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・17年度の目標値は50件とした。 ・18年度の目標は、17年度下期に決定する。 	<p>左記取り組みを継続実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・17年11月、営業推進部長が南九州税理士会宮崎支部総会に出席し、ビジネスサポートプランのPR活動を行った。 ・17年度、18年度ともに50件を目標に推進。17年度は、46件178百万円の実績に留まった。また、18年度の実績は44件166百万円であった。 ・18年3月、宮崎県商工会連合会との提携による「商工会提携ローン」を販売した。 ・18年8月、宮崎県商工会議所連合会、宮崎商工会議所、西都商工会議所と提携し、「メンバーズビジネスローン」の取扱いを開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスサポートプランの実績は、下期28件101百万円の実績であった。「商工会提携ローン、および「メンバーズビジネスローン」の取扱はなかった。 	

項目	具体的な取組み	具体策とスケジュール			進捗状況	
		17年度上期	17年度下期	18年度	17年4月～19年3月	
					18年10月～19年3月	
(5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化						
説明責任ガイドラインへの対応	顧客への説明態勢は、今後、規程・マニュアル等の見直し、また融資担当者会議、営業店への臨店指導等により徹底していく。	上期、説明態勢に対する臨店指導は、融資部が6月15日～30日、全店の徴求書類の確認等を行った。	顧客への説明態勢に向けた規程等の見直しは、随時行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・与信取引に係る説明態勢については、監査部と連携し、融資部が臨店指導を行っている。 ・18年6月、融資担当者会議において、小冊子「融資取引における説明責任と実務上のポイント」により、勉強会を実施した。 ・同8月、毎月のコンプライアンス勉強会において、「与信取引に関する説明マニュアル」の勉強会を実施した。 ・同9月、同マニュアルの一部を改訂した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・18年10月、12月、19年2月の融資担当者会議において、内部監査時の「与信取引に対する顧客への説明態勢について」の指摘事項を伝達して改善を指導した。 ・19年1月12～25日にかけて、各営業店を臨店し、顧客への説明態勢について指導を行い、また、下期に内部監査があった5店舗については、再度臨店指導を行った。 	
苦情事例等の分析・検討	相談苦情処理機能の強化に対しては、担当部において、分析・検討を行い、コンプライアンス委員会、コンプライアンス担当者情報連絡会議、融資担当者会議等を通して再発防止に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情等に対しては、コンプライアンス室が5月10日～17日全店の臨店指導を行った。 ・融資部、コンプライアンス室による臨店指導は下期においても実施する。 ・また、苦情等の発生時には上記会議の中で紹介し、指導徹底する。 ・顧客への説明態勢に向けた規程・マニュアル等の見直しは、随時行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資部、コンプライアンス室による臨店指導は、年2回実施する。 ・苦情等の発生時には、事例を営業店へ紹介し再発防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブル・苦情等への対応は、各年度のコンプライアンス担当者情報連絡会議において、事例を紹介し、注意を促した。 ・17年5月、18年7～8月、コンプライアンス室は営業店の臨店指導を実施した。 ・18年9月、トラブル・苦情等の迅速かつ正確な事務処理に向け、「トラブル・苦情処理規程」の改訂を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・18年11月、コンプライアンス担当者情報連絡会議の中で、トラブル・苦情の事例を紹介し、注意を促した。 	
(6) 人材の育成						
事業再生、中小企業金融の円滑化等に向けた人材の育成	事業再生、中小企業金融の円滑化等に向けた「目利き力」、経営改善支援に対する外部研修、自己査定勉強会、代理貸の勉強会等の内部研修を制度的に行い、人材の育成に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・17年度上期は、南信協主催の4講座への派遣を実施、また予定している。 ・内部研修は、自己査定勉強会を4月と6月、副支店長・融資担当者11名を対象に行った。 ・また、代理貸付の勉強会は、信金中央金庫のシンジケートローン等について、6月副支店長・融資担当者27名を対象に行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下期に予定する外部研修は次のとおり。 南信協主催「中小企業再生・支援講座」2名(10月) 全信協主催「自己査定研究講座」1名(10月)、2名(12月) ・庫内研修は、自己査定勉強会を9月、12月に予定している。また、18年度の実施スケジュールを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「目利き力」養成、経営支援関連の研修へ積極的に派遣を行う。 ・自己査定勉強会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記講座を含む南信協主催の15講座に延べ31名の職員を派遣し、融資審査能力の強化に努めた。また別途、店長および融資担当者を対象に自己査定勉強会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資審査能力の強化(人材の強化育成)として、南信協主催の2つの専門講座へ職員を派遣。また別途、金庫内でも専門研修を実施した。

項目	具体的な取組み	具体策とスケジュール			進捗状況	
		17年度上期	17年度下期	18年度	17年4月～19年3月	
					18年10月～19年3月	
2. 経営力の強化						
(1) リスク管理態勢の充実						
パーゼルへの対応・準備	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定および償却・引当は現状通り厳格に行っていく。 担保評価については、「担保評価基準要領」の見直し、特殊物件、競売物件および破綻懸念先以下の物件の見直しを行う。 ボンドMIS WEB21の「総合リスク管理サービス」を導入し、VaRによるリスク量の把握に努める。また、パーゼルへは明確な時間軸をもって対応していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 本年9月迄に「担保評価基準要領」の改訂を行う。 信金中金のALMシステムによるリスク量の算出を毎月行い、以降も継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> 改訂「担保評価基準要領」に基づき、特殊物件、競売物件および破綻懸念先以下の物件の見直しを行う。 オペレーショナルリスクの具体的な定義に基づいたリスク量の算出を検討する。 ボンドMIS WEB21の総合リスク管理サービスにより、VaRによるリスク量の算出を行うなど、当金庫のリスク量の把握に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> オペレーショナルリスクの具体的な定義に基づいたリスク量の算出を検討する。 ボンドMIS WEB21の総合リスク管理サービスにより、VaRによるリスク量の算出を行うなど、当金庫の内包するリスク量の把握に努める。 新BIS規制による金利リスク量の開示を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「担保評価基準要領」の見直しを17年12月、18年3月の2回実施した。17年12月は、建物に特殊物件3種類を追加し、担保価格の変更を行い、その上で該当物件の再評価を行った。18年3月は、建物再調達価格および耐用年数を見直した。 BPVのリスク量は、信金中金ALMシステムにより毎月算出し、ALM委員会へ報告している。 VaRのリスク量は、17年9月、ボンドMIS WEB21の総合リスク管理サービスの契約を行い、アウトライヤー規制上の金利リスク量を算出しているが、19年1月より、その検証のため、NBAも導入した。 パーゼル 対応のための説明会に6回参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 信金中金のALMシステムにより算出した、当金庫のBPVのリスク量および修正自己資本比率を、毎月ALM委員会に報告した。 19年1月、VaRのリスク量日興のNBAを導入した。 同月、パーゼル の「第1の柱」への対応のため、「パーゼル 検討委員会」を立ち上げた。 「第2の柱」におけるアウトライヤー比率を試行的に算出し、18年11月および19年1月、ALM委員会に報告した。 「第3の柱」に向けては、開示のための情報収集を行った。
(2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上						
内部格付制度の構築	<p>内部格付の規程・要領等を整備し、平成18年度の本格稼働を目指すとともに、適正金利設定のための内部基準も作成する。</p>	<p>現在、内部格付構築のための規程作成に着手している。また、信用格付システム説明会(8月9日)に担当者2名参加させた。</p>	<p>内部格付の規程・要領の作成を終了し、併せて、適正金利設定の為の内部基準の整備する。</p>	<p>平成18年度中に内部格付の規程・要領等を施行し、本格稼働させる。また、適正金利設定の為の内部基準も施行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内部格付の本格導入に向けて、信用格付システム説明会(17年8月)および先遣金庫視察(18年8月)に、それぞれ融資部2名を派遣した。 19年1月、内部格付の運用の基準となる企業信用格付事務取扱要領を制定した。 同3月、総与信先1,000万円以上の法人先125先の信用格付・取引方針を決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 19年1月、企業信用格付事務取扱要領を制定した。 同3月、総与信1,000万円以上の法人先125先の信用格付・取引方針を決定した。
信金中金の「中小企業信用リスクデータベース(SDB)」の効果的活用の検討	<p>SDBは、内部格付の構築、適正プライシング、またスコアリングモデル等においても、利用価値が大きいいため、この重点強化期間を通して活用の検討を十分行う。</p>	<p>SDBの活用方法の説明会(8月4日)に担当者2名参加させた。</p>	<p>SDBの活用方法の具体的な検討に着手する。</p>	<p>SDBの活用方法を引き続き検討し、利用可能なものから随時導入していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> SDBの活用説明会に、2回融資部長・課長が参加した。 18年6月、SDBの活用について検討を行い、今後、融資審査業務および経営改善支援業務にて活用していくこととした。 18年度下期より、新規先の案件についてSDBのスコアリングモデルを融資審査時に活用、また、12月、格付の利用も指示した。 	<ul style="list-style-type: none"> 18年度下期より、新規先の案件についてSDBのスコアリングモデルを融資審査時に活用、また、12月、格付の利用も指示した。

項目	具体的な取組み	具体策とスケジュール			進捗状況	
		17年度上期	17年度下期	18年度	17年4月～19年3月	
					18年10月～19年3月	
(3) ガバナンスの強化						
協同組織金融機関におけるガバナンスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ミニディスクロージャーによる半期開示を実施すると共に、開示内容の充実に努める。 各部、各店舗から会員の意見の収集に努め、総代会へ反映させるなど、地域密着型金融の推進材料として活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 法定ディスクロージャー誌の中で、総代会の仕組み、総代の氏名等を公表した。 各部門より、四半期毎に「会員の意見等報告書」を提出させ、総代会への反映を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 11月を目処に、ミニディスクロージャー誌にて半期開示を行う。 各部門より、四半期毎に「会員の意見等報告書」を提出させ、総代会への反映を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 半期開示項目の検討を行い、11月を目処に、ミニディスクロージャー誌にて開示を行う。 「会員の意見等報告書」において、18年度総代会への反映が妥当と判断できる場合には取り入れる。 「バーゼル」の求める開示に向けた最終準備を行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> 四半期毎に各営業店から経営等に関わる意見を「会員の意見等報告書」で報告させ、17年度および18年度の総代会において公表した。 法定ディスクロージャー誌の中で、総代会の仕組み、総代の氏名等を公表した。氏名については、個人情報保護法との関連で同意を得た総代について開示した。 半期開示については、17年度、18年度ともに11月公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 半期開示については、18年度上期の状況を11月公表した。 「バーゼル」の「第3の柱」への対応として、金融庁のホームページ等を利用しての情報収集、関連規程の策定等を行った。 19年3月、営業店が提出した「会員の意見等報告書」について、金庫経営への反映等についての検討を行った。
(4) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化						
営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等	<p>職員一人一人が信用金庫人としての社会的使命を自覚し、法令等を遵守することによって、今後もコンプライアンス態勢重視の企業風土の確立を目指していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス委員会、担当者会議を各々年2回開催する。 コンプライアンス勉強会は、コンプライアンス実施計画に基づいて、各部門毎に毎月開催する。 職員の意識向上に向けた自己診断チェックシートの提出は年2回。 通信教育は階層別を実施し、コンプライアンス・オフィサー検定試験は、今後も継続して資格取得者の増加を目指す。 また、担当部による臨店指導、職員ヒアリング等を通して、なお一層のコンプライアンス態勢強化を目指して行く。 	<p>左記取り組みを継続実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法令等遵守状況の点検のため、17年度、18年度ともに2回、全職員に自己診断用コンプライアンスチェックシートを提出させ、また、各部門毎にヒアリングを実施した。 17年度、18年度ともに2回、コンプライアンス担当者会議を開催し、チェックシートの結果報告、並びに発生したトラブル・苦情等の事例紹介等を行い、注意を促した。 毎月、各部門毎に内部事務改善研修会を行った。 通信教育は、「個人情報取扱者講座」および「銀行管理者法律講座」を実施した。 17年度、18年度のコンプライアンス・オフィサー試験に計50名が受験した。 コンプライアンス室は、17年度3回、18年度2回、全店の臨店指導、職員ヒアリングを実施した。19年2月には、本部職員のヒアリングを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 19年1月、コンプライアンス室は営業店に対する臨店指導および職員ヒアリングを実施した。 同3月、コンプライアンス・チェックシートを提出させ、4月のコンプライアンス委員会にて報告した。 役員による臨店指導は、18年11月から毎月実施した。 コンプライアンス担当役員は、営業推進会議、事務管理担当者会議、融資担当者会議に出席し、法令遵守についての注意・指導を行った。 	

項目	具体的な取組み	具体策とスケジュール			進捗状況	
		17年度上期	17年度下期	18年度	17年4月～19年3月	18年10月～19年3月
適切な顧客情報の管理・取扱いの確保	個人情報の管理態勢構築のため、既存規程の見直しと具体的な要領・手順書を作成、個人情報資産の定期点検、また監査部監査、従業員教育等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法、ガイドライン、自主ルール等を踏まえ、11の規程を施行した。 監査法人のコンサルティングを10月迄実施する。 個人情報の安全管理措置への対応としては、既存規程の見直しと具体的な要領・手順書の作成に着手する。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査法人のコンサルティングを10月迄実施する。 個人情報の安全管理措置への対応として、既存規程の見直しと具体的な手順書等を作成、施行する。 これらの規程・手順書等の勉強会、更に自主点検、監査の実施により、管理態勢の浸透を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護に係る規程、要領等の勉強会を定期的実施する。 自主点検の実施は、規程通り3ヵ月毎に定期的実施し、監査計画に基づいて、監査部監査も実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法、ガイドライン、自主ルール等を踏まえ、また、5ヵ月間の監査法人のコンサルティングを経て、規程11、3手順書、4要領を新たに作成、5既存規程の改訂、通達の発出等を行い、インフラの整備を図った。 職員への周知徹底を期し、18年1月には集合研修を、2月からは毎月コンプライアンス勉強会の中で、個人情報保護に関する勉強会を実施した。 個人情報の取扱状況は、監査部の営業店監査の中でチェックし、指摘事項は総合企画部が臨店し、指導を行った。 個人情報に係る自主点検は、四半期毎に監査部が実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 各部門毎の自主点検を12月、3月に実施し、その結果は常勤理事会および理事会へも報告した。 個人情報の遵守状況は、監査部による営業店監査の中でチェックし、主管部署である総合企画部が臨店し、指導を行った。 懸案であった「個人情報資産台帳」の整備を、この2月終えた。
(5) ITの戦略的活用						
統合ネットワークの構築	統合ネットワークの構築、オンラインシステム機器類(ComSV等)の更改等を実施予定。	統合ネットワークの構築およびComSV更改に向けてスケジュールリングし、実施を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ。 7月、統合ネットワークの導入を終了する予定。 また、九州信金共同事務センターが提供する情報系等システムの活用、関連機器類の導入検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 17年8～10月、共同事務センター、メーカーとの間で、概算費用、移行スケジュール、工程、確認テスト等について協議した。 18年1月、統合ネットワークの構築、ComSV更改、音声システムの導入について、常勤理事会の承認を得た。 18年5月、音声システムの導入を行った。 18年7月、統合ネットワークの構築、ComSVおよび機器類更改を行った。 19年3月、後方事務支援サーバの導入を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 19年3月、為替振込・自動振替の取扱量の多い企業の利便性向上等のために後方事務支援サーバの導入を行った。 	

項目	具体的な取組み	具体策とスケジュール			進捗状況	
		17年度上期	17年度下期	18年度	17年4月～19年3月	
					18年10月～19年3月	
(6) 協同組織中央機関の機能強化						
市場リスク管理態勢の構築	現状のBPV分析に加え、VaRの算出を行い、精度の高いリスク量の計測に努め、有価証券の運用管理ルール等の見直しを行う。	信金中金のALMシステムによるリスク量の算出を毎月行い、以降も継続する。	ボンドMIS WEB21の総合リスク管理サービスにより、VaRによるリスク量の把握に努め、経営活動への反映、有価証券の運用管理ルール等への活用、「余資運用基準」の改訂を行う。	左記取り組みを継続実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・BPVによるリスク量は、信金中金のALMシステムにより毎月算出し、ALM委員会へ報告した。 ・VaRによるリスク量は、ボンドMIS WEB21にてアウトライヤー規制上の金利リスク量を算出する一方、19年1月、日興のNBAも導入した。 ・外部機関によるポートフォリオ分析は、18年5月証券会社の、19年1月信金中央金庫の分析結果報告会を開催した。 ・運用管理ルールについては、17年10月および18年8月、有価証券運用の基準となる「余資運用基準」の改訂を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・VaRによるリスク量の計測のため、19年1月日興のNBAを導入した。 ・同月、信金中央金庫による当金庫のポートフォリオ分析結果報告会を開催した。
3. 地域の利用者の利便性向上						
(1) 地域貢献等に関する情報開示						
地域貢献に関する情報	当金庫における地域貢献の情報開示は、従来どおり、法定のディスクロージャー誌の中で実施していく。	17年3月期の地域貢献ディスクロージャーは、法定のディスクロージャー誌にて開示した。	18年3月期の地域貢献ディスクロージャーは、法定のディスクロージャー誌にて公表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献に関する情報開示は、17年度、18年度ともに法定のディスクロージャー誌において行った。 	左記に同じ	
充実した分かりやすい情報開示の推進	地域に対する情報開示(広報)活動は、会員、利用者の声にも耳を傾けながら、充実した内容となるよう努力していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・法定ディスクロージャー誌は、「プライバシーポリシー」等を追加し、8月1日に公表した。 ・ホームページでは、個人情報の一斉点検の結果等タイムリーな情報を開示した。 ・9月12、13日全信協主催の広報研修に担当者1名を派遣する。 	11月を目処に、ミニディスクロ誌にて半期開示を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上に利用者からの質問・相談等のうち、頻度の高い事例等を紹介する予定で、18年度以降においても実施する。 ・広報活動の内容充実のため、ディスクロージャー誌、ホームページの見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法定のディスクローズおよび半期開示は予定通り行った。 ・17年9月、18年9月の全信協主催広報研修に、職員1名を派遣した。 ・18年11月、しんぎん情報システムセンター主催のホームページの活用に関する研究会に職員1名派遣した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・18年11月、しんぎん情報システムセンター主催のホームページの活用に関する研究会に職員1名派遣した。 ・同月、ミニディスクロ誌にて半期開示を行った。

項目	具体的な取組み	具体策とスケジュール			進捗状況	
		17年度上期	17年度下期	18年度	17年4月～19年3月	
					18年10月～19年3月	
(3)地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立						
利用者満足度向上に向けたCS(顧客満足)アンケート調査	より利用者の声を経営に反映させるCS(顧客満足)アンケート調査等を実施し、併せて業務改善等が必要な事項は、適切に改善を行い、その内容をできる限り公表していく。	<ul style="list-style-type: none"> 得意先担当者の日常的な収集、苦情・相談等の事例の検証により、改善を行ったものについて公表の検討を行う。 CS(顧客満足)アンケート調査を実施し、業務改善を行った事項はできる限り公表していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 17年度に業務改善を行った事項について公表を行う場合は、6月を目処とする。 18年度においても、左記取り組みを継続実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 18年3月、当金庫においては初めてのCS(顧客満足)アンケート調査を実施した。 約700名を対象に、アンケート用紙を返信用封筒にて返送する形で実施した。 調査結果は、7月、ホームページにて公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 19年2～3月、2回目のCSアンケート調査を実施。対象は900名に拡大し、逆にアンケート項目は簡素化して行った。 現在、調査結果についての開示の準備、改善の検討を行っている。 	
金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底	犯罪技術の巧妙化等の情勢を踏まえ、金融犯罪防止や預金者保護に向けた態勢整備に向けて、全国信用金庫協会、(株)しんきん情報システムセンター、共同事務センター等と連携して取り組んでいく。	<ul style="list-style-type: none"> 偽造キャッシュカード問題への犯罪防止策として、5月ATMでのパスワード変更、引き出し限度額の設定を可能とし、異常出金時の24時間体制での出金停止措置を講じ、6月ATMコーナーにおける後方確認ミラー、つい立、覗き見防止フィルムを設置した。 11月迄には、不正取引の抽出条件を満たす口座の日報等への出力、キャッシュカード暗証番号登録・変更時、類推されやすい番号をエラーとするなどの対応を図る予定。 インターネットバンキングにおける不正取引には、(株)しんきん情報システムセンター等と協議し対応を図る。 預金口座の不正利用問題へは、新規取引時の本人確認、マネー・ローダリング防止対策を厳守している。 	<ul style="list-style-type: none"> 18年度においても、金融犯罪防止や預金者保護に向けた態勢整備を講じていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 17年9月より、ATM被害の最小化を図るべく、1日当たりの引出し限度額を、200万円から100万円に引き下げた。 17年11月、類推されやすいキャッシュカード暗証番号(生年月日、電話番号等)をエラーとするシステム対応を行った。 17年12月、偽造カード等の被害者に対する対応マニュアルを制定した。 18年2月、「カード規定」を改訂した。 18年4月、キャッシュカード・通帳等の紛失・盗難届出の24時間受付を開始した。 18年5月、日々の取引から疑わしき取引情報の出力を行う「不正利用取引口座モニタリング機能取扱手順書」を制定した。 18年8月、類推されやすい暗証番号のキャッシュカード利用顧客に対し、DMIにより注意を促した。 18年9月、偽造カード等の被害者に対するマニュアルを改訂した。 18年11月、本人確認法令等の一部改正の周知を図るため、ポスター・チラシ・ホームページ・新聞等で顧客への周知徹底を行った。 18年12月、本人確認の手続きが不備な顧客に対して、DMIにより本人確認の資料の提出を依頼した。 19年1月、ATMによる現金10万円超の利用不可の内容を盛込んだ「ATM振込事務取扱要領」の改定を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 18年11月、本人確認法令等の一部改正の周知を図るため、ポスター・チラシ・ホームページ・新聞等で顧客への周知徹底を行った。 18年12月、本人確認の手続きが不備な顧客に対して、DMIにより本人確認の資料の提出を依頼した。 19年1月、ATMによる現金10万円超の利用不可の内容を盛込んだ「ATM振込事務取扱要領」の改定を行った。 	

項目	具体的な取組み	具体策とスケジュール			進捗状況	
		17年度上期	17年度下期	18年度	17年4月～19年3月	18年10月～19年3月
システム管理態勢の適切性の確保	システム管理態勢の適切性の確保のため、統合ネットワークの構築、災害時における自家発電機の増設等を行う。	8月、西都支店へ自家発電機を設置した。	・1月より、統合ネットワーク構築に向けての最終調整を行う。 ・3月、和知川原支店新築に併せ、自家発電機を設置する。	・7月、統合ネットワークの導入を終了する予定。 ・清武支店へ自家発電機を設置予定。	・17年8～10月、ComSV更改に向けた共同事務センター、メーカー等との協議を行った。 ・18年1月、統合ネットワークの構築、ComSV更改、音声システムの導入について、常勤理事会の承認を得た。 ・18年5月、音声システムの導入を行った。 ・18年7月、統合ネットワークの構築、ComSVおよび機器類更改を完了した。 ・17年8月西都支店、18年3月和知川原支店、7月清武支店、赤江支店へ自家発電機を設置した。 ・19年3月、後方事務支援サーバの導入を行った。	・19年3月、為替振込・自動振替の取扱量の多い企業の利便性向上等のために後方事務支援サーバの導入を行った。
(4) 地域再生推進のための各種施策との連携等						
域活性化に向けた地域と一体になった取組み	宮崎TMO等地域活性化に向けた地域と一体になった活動への支援、連携等の要請を受けた場合、積極的に参加する。	左記に同じ。		左記に同じ。	・17～18年度、地域の再生あるいは活性化推進の団体等からの支援・連携等の要請はなかった。	・地域の再生あるいは活性化推進の団体等からの支援・連携等の要請はなかった。
4. 進捗状況の公表						
進捗状況の公表	地域密着型金融推進計画は、ホームページを媒体とし、進捗状況を半年毎に公表していく。公表の時期は、上半期の状況は11月末、下半期は6月末を目処とする。	・8月、当金庫の地域密着型金融推進計画の全容を、原文のまま公表した。 ・本年度上期の状況は、11月末迄を目処にホームページにて公表する。	・17年度下期の状況を、18年6月末を目処にホームページにて公表する。 ・18年度上期の状況を、11月末迄を目処にホームページにて公表する。	・17年8月、地域密着型金融推進計画はできるだけ詳細に内容を伝えるべく、原文のままホームページにて公表した。 ・17年度上期の状況からは公表用フォーマットを作成し、11月、ホームページにて公表した。 ・17年度の状況は18年5月に、18年度上期の状況は、11月ホームページにて公表した。	・18年度上期の状況は、当初の予定通り、11月にホームページにて公表した。	

項 目	具体的な取組み	具体策とスケジュール			進捗状況	
		17年度上期	17年度下期	18年度	17年4月～19年3月	
					18年10月～19年3月	
参考 当金庫と国民生活金融公庫との業務連携の内容						
目的	連携・協力の枠組み	業務連携・協力の内容				
国民生活金融公庫と当金庫は、新規開業支援等の分野において相互に協力し、業務連携をすることにより、もって中小企業の再生と地域経済の活性化に資することを目的とする。	1. 国民生活金融公庫宮崎支店と当金庫に、業務連携にかかる連絡窓口を設置する。 2. 国民生活金融公庫宮崎支店と当金庫は、業務連携にかかる方策等を協議する連絡会を開催する。	1. 国民生活金融公庫宮崎支店と当金庫は、連絡窓口を通じ、連絡を密にしながら、地域における新規開業支援等に取組む。 2. 国民生活金融公庫宮崎支店と当金庫は、連絡会を開催し、業務連携にかかる方策やその他必要事項を協議する。				
参考 当金庫と宮崎県商工会連合会との業務連携の内容						
目的	連携・協力の枠組み	業務連携・協力の内容				
宮崎県商工会連合会と当金庫は協調し、商工会の会員に対し社会的、経済的地位の安定向上に資するため、良質で利便性の高い商品を提供することで、会員の資金繰り安定・円滑化を提供することを目的とする。	1. 宮崎県商工会連合会と当金庫は、業務連携にかかる協定書を締結する。 2. 宮崎県商工会連合会と当金庫は、業務連携にかかる協定に定めのない事項及び変更等が生じた場合は、双方が協議して行う。	宮崎県商工会連合会と当金庫は、連絡を密にしながら、地域における中小企業金融円滑化の支援等に取組む。				
参考 当金庫と宮崎県商工会議所連合会との業務連携の内容						
目的	連携・協力の枠組み	業務連携・協力の内容				
宮崎県商工会議所連合会、宮崎商工会議所、西都商工会議所と当金庫は協調し、商工会議所の会員に対し社会的、経済的地位の安定向上に資するため、良質で利便性の高い商品を提供することで、会員の資金繰り安定・円滑化を提供することを目的とする。	1. 宮崎県商工会議所連合会、宮崎商工会議所、西都商工会議所と当金庫は、業務連携にかかる基本合意書を締結する。 2. 宮崎県商工会議所連合会、宮崎商工会議所、西都商工会議所と当金庫は、業務連携にかかる合意書に定めのない事項及び変更等が生じた場合は、双方が協議して行う。	宮崎県商工会議所連合会、宮崎商工会議所、西都商工会議所と当金庫は、連絡を密にしながら、地域における中小企業金融円滑化の支援等に取組む。				

目標値を設定し、取り組んだ事項

当金庫は、17～18年度における地域密着型金融推進計画において、次の2項目について目標を設定し取り組みました。

- (その1) ビジネスサポートプランの推進
- (その2) 経営改善支援業務におけるランクアップ

(その1) ビジネスサポートプランの推進

ビジネスサポートプランは、中小企業を経営する個人事業主、法人に対する新たな資金提供の枠組みのひとつとして、平成16年10月商品化しました。担保・保証に過度に依存しない融資として、南九州税理士会宮崎県連との提携により商品化したもので、この2年間の推進状況についてご報告致します。今後、ご利用を希望される場合、お気軽に当金庫の営業店もしくはご利用の税理士の方にご相談ください。

また、当金庫は、同様の枠組みとして、宮崎県商工会連合会との提携による「商工会提携ローン」、宮崎県商工会議所連合会、宮崎商工会議所、西都商工会議所との提携による「メンバーズビジネスローン」を取扱っております。

区 分	目標件数	実績件数	実績金額(百万円)
平成17年度	50	46	178
平成18年度	50	44	166

(その2) 経営改善支援業務におけるランクアップ

【平成17～18年度】

(単位:先数)

		期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先		
				のうち期末に債務者区分がランクアップした先数	のうち期末に債務者区分が変化しなかった先
正常先		487			
要 注 意 先	うちその他要注意先	262	90	19	71
	うち要管理先	11	3	0	3
破綻懸念先		119	32	4	28
実質破綻先		54	0	0	0
破綻先		26	0	0	0
合 計		959	125	23	102

- (注) 期初債務者数及び債務者区分は17年4月当初時点で記載しております。
債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先数は含んでおりません。
には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるもの には含めておりません。
期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は には含めます。
期初に存在した債務者で、期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については、(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って記載しております。
期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。
には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。
みなし正常先は、正常先の債務者数に計上しております。